

大和市告示第52号

大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱（令和4年大和市告示第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第1条に規定する」の次に「特別支援学校（同法第72条に掲げる幼稚園に準ずる教育を行うものに限る。以下「特別支援学校」という。）及び」を加え、「）及び」を「）並びに」に改め、「（以下「認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第4項を削る。

別表第6号中「1, 160円」を「1, 290円」に改め、同表第8号中「幼稚園（）」を「特別支援学校及び幼稚園（）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱中別表第6号の改正規定は令和6年4月1日から、その他の改正規定は公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第1条及び別表第8号の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 改正前の大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の規定に基づいて令和5年4月1日以後の分として交付を受けた補助金は、改正後の同要綱の規定による補助金の内払とみなす。